

別表2 (第5条関係)

区分	添付書類	添付書類の特例
中小法人等向け給付金	<p>次に掲げる書類をすべて添付すること。</p> <p>(1) 対象期間の終了月の属する事業年度の直前(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2つ前)の事業年度の法人事業概況説明書の控。なお、対象期間が複数の事業年度にまたがる場合は、対象期間の終了月の属する事業年度の2つ前(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、3つ前)の事業年度の法人事業概況説明書の控も添付すること。</p> <p>(2) 対象期間の終了月の属する事業年度の直前(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2つ前)の事業年度の確定申告書別表1の控(收受日付印が押されていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。)。なお、対象期間が複数の事業年度にまたがる場合は、対象期間の終了月の属する事業年度の2つ前(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、3つ前)の事業年度の確定申告書別表1の控も添付すること。</p> <p>(3) 対象期間の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類)</p> <p>(4) 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>1 「添付書類」欄の第1号および第2号の書類について、相当の事由により提出できないと市長が認める場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した、又は申告予定の月次の事業収入額を証明できる書類であって、税理士による署名押印がなされたものに代替することができる。</p> <p>2 「添付書類」欄の第3号の書類について、相当の事由により提出できないと市長が認める場合は、対象期間の月間事業収入を記載した他の書類に代替することができる。</p>
個人事業者向け給付金	<p>1 青色申告を行っている場合は、次に掲げる書類をすべて添付すること。ただし、別表1「給付の要件」欄の第1号ただし書アからウまでのいずれかに該当する場合は、第2号の書類は不要とする。</p> <p>(1) 2019年分(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年分)の確定申告書第1表の控(收受日付印の押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)がされていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。)</p> <p>(2) 2019年分(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年分)の所得税青色申告決算書の控</p> <p>(3) 対象期間の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類)</p> <p>(4) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(5) 本人確認書類の写し</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 白色申告を行っている場合は、次に掲げる書類をすべて添付すること。</p> <p>(1) 2019年分(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年分)の確定申告書第1表の控(收受日付印の押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)がされていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。)</p> <p>(2) 対象期間の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類)</p> <p>(3) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(4) 本人確認書類の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>1 「添付書類」欄の第1項第1号及び第2項第1号の書類について、2019年分(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年分)の確定申告の義務がない場合その他相当の事由により提出できないと市長が認める場合は、2019年分(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年分)の市町村民税又は都道府県民税の申告書類の控(收受印の押印されたものに限る。)に代替することができる。※この場合において、「添付書類」欄の第1項第1号の書類を代替したときは、別表1の「給付の要件」欄に掲げる区分が同欄の第2号となることに注意すること。</p> <p>2 「添付書類」欄の第1項第1号及び第2項第1号の書類について、收受日付印の押印(税務署において、e-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)がされたもの又は受信通知のいずれも存在しない場合は、收受日付印の押印(税務署において、e-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)がされていない確定申告書第1表に代替することができる。この場合において、2019年分(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年分)の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)等を添付しなければならない。</p> <p>3 「添付書類」欄の第1項第3号及び第2項第2号の書類について、相当の事由により提出できないと市長が認める場合は、対象期間の月間事業収入を記載した他の書類に代替することができる。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者向け給付金</p>	<p>次に掲げる書類をすべて添付すること。</p> <p>(1) 2019年分(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年分)の確定申告書第1表の控(收受日付印の押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)がされていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。)</p> <p>(2) 対象期間の業務委託契約等収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類)</p> <p>(3) 業務委託契約等収入があることを示す書類(業務委託契約等を複数締結している場合は、任意の1つに係るもの)であって、次のアからウまでのうちのいずれか2つ。ただし、業務委託契約等の全部又は一部が2019年(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年)中に履行され、履行を踏まえて実際に報酬等の支払が行われたもの及び添付された2つの書類が同一の業務委託契約等に係るものであることが契約者(申請者の業務委託契約等収入に係る業務委託契約等を申請者との間で締結した者をいう。以下同じ。)又は支払者(申請者に対し、申請者の業務委託契約等収入に係る支払をした者をいう。以下同じ。)等の名称又は氏名等から判断できるものに限る。</p> <p>ア 申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書(以下「業務委託契約書等」という。)であって、契約者の署名又は記名押印のあるものの写し又は申請者がその雇用者ではない者との間で業務委託契約等を締結したことを証する市長が別に定める持続化給付金業務委託契約等契約申立書であって、申請者及び契約者の署名又は記名押印のあるもの</p> <p>イ 業務委託契約等に係る支払の内容を示す次のいずれかの書類。ただし、(イ)又は(ウ)のうち給与に係る支払明細書の写しの書類は、アの書類と組み合わせて提出する場合に限る。</p> <p>(ア) 支払者の発行する支払調書(「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に限る。)の写し</p> <p>(イ) 支払者の発行する源泉徴収票(「給与所得の源泉徴収票」に限り、雇用契約に基づき雇用者から支払われる給与に係るものを除く。)の写し</p> <p>(ウ) 支払者の発行する支払の明細を示す書類(支払者及び支払先の名称又は氏名、支払金額及び支払時期の記載があり、支払者の署名又は記名押印のあるものに限る。)の写し又はこれに相当するもの</p> <p>ウ 業務委託契約等に係る収入があったことを証する申請者本人名義の通帳の写し</p> <p>(4) 申請者本人名義の国民健康保険証の写し(有効期限内であり、かつ、資格取得の日が2019年以前のものに限る。)</p> <p>(5) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(6) 本人確認書類の写し</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>1 「添付書類」欄の第1号の書類について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類に代替することができる。</p> <p>(1) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を「給与」として得ており、2019年の所得税の確定申告の義務がなく、かつ、確定申告を行っていないために提出できない場合 市長が別に定める「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」</p> <p>(2) 2019年分(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年分)の確定申告の義務がない場合その他相当の事由により提出できないと市長が認める場合(前号を除く。) 2019年分(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年分)の市町村民税又は都道府県民税の申告書類の控(收受印の押印されたものに限る。)</p> <p>(3) 收受日付印の押印(税務署において、e-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)がされたもの又は受信通知のいずれも存在しない場合 收受日付印の押印(税務署において、e-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)がされていない確定申告書第1表。この場合において、2019年分(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年分)の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)等を添付しなければならない。</p> <p>2 「添付書類」欄の第4号の書類について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類に代替することができる。</p> <p>(1) 申請者が、健康保険法第3条第4項に規定する任意継続被保険者であるため提出できないと市長が認める場合 申請者の加入する健康保険組合の健康保険証の写し及び使用されなくなった適用事業所の発行する退職証明書若しくは雇用保険被保険者離職証明書(離職票)の写し</p> <p>(2) 申請者が、後期高齢者医療被保険者証を保有しているため提出できないと市長が認める場合 後期高齢者医療被保険者証の写し</p> <p>(3) 申請者が、中小企業等協同組合法第3条第4号に規定する企業組合の組合員であって、雇用保険の被保険者ではない個人事業者であるため提出できないと市長が認める場合 申請者が組合契約を結ぶ企業組合が、当該申請者が当該企業組合の組合員として事業に従事する個人事業等であって、雇用保険の被保険者ではないことを証する書類。ただし、当該企業組合又は当該企業組合の代表理事の署名又は記名押印があるものに限る。</p>
---	---	---